

東労基発 0621 第 2 号
令和 6 年 6 月 21 日

荷主関係団体各位

東京労働局労働基準部長



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置の
徹底について

平素より、労働安全衛生行政の運営に格別の御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、荷役作業時の労働災害は約 70%となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、約 70%が荷主、配達先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場となっていることから、厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」）」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

また、東京労働局では、全ての方々が安心して安全に働ける環境を確保するため、「第 14 次東京労働局労働災害防止計画」を策定し、陸上貨物運送事業の労働災害を減少させるため、「荷役ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和 9 年までに 45%以上とする」といったアウトプット指標（労働者の協力の下、事業場において実施される事項）を定め、荷役ガイドラインの周知徹底及び荷主等の事業者対策に取り組んでいます。

昨年東京労働局が全業種を対象に実施した自主点検では、荷役ガイドラインに基づきいずれかの措置を実施している事業場の割合は 45.9%とアウトプット指標をわずかに上回りましたが、荷役ガイドラインを知っていると回答した事業場の割合は 26.8%と低い水準であり、荷役ガイドラインの内容が荷主等の事業者に浸透しているとは言えない状況です。

つきましては、別添リーフレットを御活用いただき、会員企業等に対し、荷役ガイドラインに基づく措置を実施していただくこと等についての御理解・御協力に向けた周知啓発に御助力いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

※荷役ガイドラインで定める荷主等の事業者が取り組むべき事項に関するチェックリストを別添リーフレットの裏面に掲載しておりますので、御活用ください。

（問合せ先）東京労働局労働基準部安全課 TEL：03-3512-1615